

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大石福社会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 法人の役員等に対し、次項に示す職務を行ったときは、1日につき報酬を支給する。

区 分	職 務	報酬額
理事・評議員	理事会・評議員会	10,000円 (源泉徴収税引き後の額)
監 事	理事会・評議員会 監事監査	10,000円 (源泉徴収税引き後の額)

2 法人職員が役員等を兼ねる場合は報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会以外の会議、研修、入札の立会いなどに出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。

2 日当として、3,000円（源泉徴収税引き後の額）を支払う。

3 交通費は、役員等の居住地又は勤務先から計算し、旅費規程に準じて支払う。

4 法人職員が役員等を兼ねる場合は支給しない。

(改正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付則

この規程は、平成18年7月24日から施行する。

1. 平成21年5月25日から施行する。

1. 平成23年11月14日から施行する。

1. 平成26年12月1日から施行する。

1. 平成28年3月28日から施行する。